

○デジタル庁告示第四号

行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十六条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣の所掌に係る法第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任を行うこととしたので、同令第二十六条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

内閣総理大臣の所掌に係る法第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

統括官（戦略・組織担当）	統括官（戦略・組織担当）
統括官（デジタル社会共通機能担当）	統括官（デジタル社会共通機能担当）

<p>統括官（国民向けサービス担当）</p>	<p>統括官（国民向けサービス担当）</p>
<p>統括官（省庁業務サービス担当）</p>	<p>統括官（省庁業務サービス担当）</p>

二 委任の効力の発生する日

令和三年九月一日